本書面をよくお読みください。

Kabbara合同会社 重要事項等説明書

本書面は、「社員権取得契約書」と一体となって、特定商取引に関する法律所定の事項を記載した書面となっております。

Kabbara合同会社 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目4-5

インスタイルスクエアS306 TEL 03-3862-0650

【お客様のご判断に影響を及ぼすこととなる特に重要な事項】

Kabbara合同会社(以下、「当会社」という。)は、日本国の会社法に基づいて設立された合同会社であり、海外におけるカーボンクレジット売買事業、土壌菌の培養液を用いた研究開発ならびに販売事業を行います。また、これに加え、森林や土壌の環境保全活動による温室効果ガス削減技術の研究開発、森林や土壌の環境保全活動による温室効果ガス削減技術のコンサルティング業務ならびにそれを用いたライセンス発行業務および付随する管理業務その他定款所定の事業を行います。

当会社への出資は投資であり、元本を保証することは出来ません。また、当会社に対する 出資は様々なリスクがあり、利益が得られることもある反面、場合により、出資元本を割 り込み、損失(元本欠損)が生じる恐れのある取引です。従いまして、ご出資に際しては お客様の知識、経験、資力、目的等と照らし合わせ、ご自身のご判断と責任においてご出 資いただきますようお願い申し上げます。

なお、当会社に出資された金銭は、海外におけるカーボンクレジット事業、土壌菌の培養液を用いた研究開発ならびに販売事業に対して投資されます。お客様は、出資した金銭の実際の使途や収支の状況等について、当会社から相対で入手する情報に基づいてお客様自身で投資判断を行う必要がございます。また、本契約に基づく分配又は出資金の払戻しは、当会社の業績によって大きな影響を受けます。当会社の事業の収益性は保証等がなされているわけではありません。当会社の業績の動向次第では、出資金の全部もしくは一部が毀損する可能性があります。お客様は、これらの特性を理解した上で投資を行う必要がございます。

(本件取引の概要)

- 今般の取得に係る取引契約(以下、「本契約」といいます。)の対象となる権利は、会社法の規定に基づき設立された合同会社たる当会社が発行する、当会社の有限責任社員たる地位(以下、「社員権」といいます。)です。
- 社員権の取得に係る取引を行うことにより、お客様は当会社に対して出資をし、当会社の有限責任社員(以下、「社員」といいます。)となります。
- 今般の取得に係る社員権は、B種又はC種のいずれかとなります。

◇ 本契約の概要

本契約は、お客様と当会社との契約となります。本契約に基づく当会社の行為は金融商品取引業に該当せず、当会社は金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体に加入又は利用登録しておりません。

◇ 手数料等の概要

社員権の取得に係る取引を行い、当会社にご出資いただくお客様は、以下の報酬その他費用をご負担いただきます。

(1) 振込手数料

出資金を当会社の指定する銀行口座にお振込いただく際の振込手数料は、お客様に ご負担いただきます。

(2) 諸費用

本契約の契約期間を通じて、事業に要する費用が当会社の収益又は資産から支払われます。これらの諸費用の中には、当会社の目的を達成するために必要な人件費 (役員報酬及び従業員への給与を含む。)、業務委託費、取引手数料、社員への報告に要する費用(郵送費用等)、公租公課等が含まれます。但し、これに限らず当会社の事業に関連して発生した費用は、すべて当会社の財産からご負担頂きます。

(3) 解約手数料

当会社を退社される際、お客様の持分金額の10%を当会社に対して解約手数料としてお支払い頂きます。

なお、上記の手数料等の合計額、上限額、計算方法等は運用状況や金融機関に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、予め具体的に記載することができないものが含まれています。また、お客様を含む各社員が間接的に負担する上記手数料等の1人あたりの負担額は、当会社の損益分配の定めに応じて算出することになります。また本書作成日現在において手数料等の金額が確定していないものも含まれておりますので、現段階では確定できません。

◇ 書面による解除(クーリングオフ)の適用の有無

本契約については、金融商品取引法第37条の6(書面による解除)の規定は、適用されませんが、特定商取引に関する法律に基づいての申込の撤回等の規定によりクーリング・オフをすることができます。

※1:特定商取引に関する法律(平成28年法律第60号。平成29年12月1日施行)第 2条第4項第3号において「特定権利」として「合同会社の社員の持分」(合同会社の社員権)が明記されたことから、本契約については、特定商取引法が適用されることとなります。 ※2: なお、クーリング・オフ等の特定商取引に関する法律の適用については、お客様との個別具体的な取引が、特定商取引に関する法律の訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売その他の特定商取引に該当する場合、かつ、同法の適用除外に該当しない場合のみ適用することとします。したがってまた、本契約又は本書面によって、特定商取引に関する法律を超えて、お客様に対し特定商取引に関する法律に係る権利義務・法律関係を付与するものではありません。

1. 本契約の性格に関して

(1) 元本保証がないこと

本契約においては、出資金の元本の返還は保証されていません。当会社の業績が悪化した場合には、収益が予想を下回ることとなり、社員は出資金の元本の満額の払戻しを受けられないリスクがあります。

(2) 債権に対する劣後性

当会社が破綻した場合の残余財産の分配については、社員においては同順位であり、出資持分金額の割合に応じて按分して支払われます。しかし、当会社が本事業に関して第三者に対して全会計期間の末日までに負担した一切の債務の支払いに劣後するため、当会社が破綻した場合には、社員による出資金の元本の回収が困難となります。

(3) 営業に関する指図

本契約においては、事業に関するすべての運営等はA種社員の過半数の一致による 決議、承認又は承諾等により決定することになっており、これらにつきその他の社 員が直接指図等を行うことはできません。

2. 流動性に関するリスク

本契約の中途退社及び払戻しは、本契約の規定に従うほか、できません。当会社の定款規定の事由が生じた場合のみ、認められております。また、本契約に基づく出資者たる地位の譲渡も、原則としてできません。

3. 当会社及び取引先等の破産等のリスク

当会社又は当会社のカーボンクレジットの取引先やこれらの関係取引先が債務超過 又は支払不能に陥り、当会社又はこれらの取引先等につき破産、民事再生等の倒産 手続きの申立てがなされた場合には、事業の中止を余儀なくされ、分配はもちろ ん、出資金の払戻しも行われない可能性があります。また、社員が行う残余財産の 払戻しに係る請求及び分配に係る請求について、出資金の全部又は一部が毀損する 場合があります。

4. 税制等の変更のリスク

合同会社に関する税法の規定又はその解釈もしくは運用等が変更された場合、社員の税負担が増大し、その結果、社員の受領する分配金又は出資金の税負担控除後の返還額に悪影響を及ぼす可能性があります。また、合同会社の分配金にかかる源泉徴収税についての税法の規定又はその解釈・運用等が変更された場合にも同様のリスクがあります。

5. 為替変動により損失が生じるリスク

当会社は、外貨建てにてカーボンクレジットの売買を行う場合もあり、為替変動により損失が生じるリスクがあります。

6. カーボンクレジット取引の遂行におけるリスク

カーボンクレジット取引は相対取引が主であり、取引量や価格については不透明のため、クレジット価格が明示的カーボンプライスとして十分に機能しておらず、カーボンクレジット取引における収益の見通しが立てづらいという側面があります。そのため、当初の予想よりも得られる収益が少なかったり、損失が生じるリスクがあります。

7. その他事業遂行のリスク

当社が行う、森林や土壌の環境保全活動による温室効果ガス削減技術の研究開発、森林や土壌の環境保全活動による温室効果ガス削減技術のコンサルティング業務ならびにそれを用いたライセンス発行業務および付随する管理業務、土壌菌を活性する培養液の販売およびコンサルティング業務、温室効果ガス削減クレジットの創出に関するコンサルティング業務および開発業務、温室効果ガス排出量の算出・管理・削減に関する支援業務、温室効果ガス削減クレジットの売買、ならびにそれを用いたカーボンオフセット業務および付随するコンサルティング業務、太陽光・バイオマス・風力・地熱・水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発・発電・および売電、農産品の卸および販売、国内・海外製品の輸出入および販売、情報処理および情報提供のサービス業務には、それぞれの事業に固有の、システムリスク、為替リスク、流通リスク等の事業リスクがあります。従って、これらの事業の遂行状況次第では、当会社に損失が発生する場合があります。

◇苦情紛争の解決について

当会社は、管理部においてお客様の苦情等の申し出を受け付けることにより、苦情の解決を図ることとしています。また、紛争の解決については特段の事前措置を講じておりません。

[権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項]

- イ 本書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、お客様は、書面により本契約の申込みの撤回又は本契約の解除を行うことができること。
- □ イに記載した事項にかかわらず、お客様が、当会社が特定商取引に関する法律に違反して本契約の申込みの撤回又は本契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当会社が特定商取引に関する法律の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって本契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、当会社が交付した特定商取引に関する法律所定の書面をお客様が受領した日から起算して八日を経過するまでは、お客様は、書面により本契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。
- ハ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除は、お客様が、本契約の申込 みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。
- 二 イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合においては、当会社は、お客様に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。
- ホ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合において、本契 約に係る権利の移転が既にされているときは、その返還に要する費用は当会 社の負担とすること。
- へ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合には、既に権利 の行使により施設が利用され又は役務が提供されたときにおいても、当会社 は、お客様に対し、当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支 払を請求することができないこと。
- ト イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除を行った場合において、当該権利に係る役務の提供に伴いお客様の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客様は、当会社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。
- チ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合において、権利 の代金が支払われているときは、当会社は、お客様に対し、速やかに、その 全額を返還すること。

【社員権の取得に係る取引の概要】

お客様は、当会社から新たに発行される社員権の取得をします。当会社は、会社法に定める合同会社です。合同会社とは、持分会社の一種であり、お客様は、当会社の有限責任社員として当会社に出資することになります。社員とは会社の構成員=出資者のことであり、一般社会でいう社員(従業員)とは異なります。株式会社においては、会社の最高意思決定機関である株主総会の構成員の地位である株主と、会社の業務を執行したり会社を代表したりする機関である取締役や代表取締役等は分離していますが、合同会社の場合、両者は原則的には分離していません。しかしながら、当会社は定款の規定により、原則として当会社の運営をA種社員の過半数の一致による決議、承認又は承諾等により決定することとしております。また、合同会社の社員は全て有限責任社員であり、社員は間接有限責任のみを負います。

社員は、当会社に対し、残余財産の分配及び利益の配当を受ける権利を有しますが、事業の結果、損失が発生し、残余財産が減少している場合には、その残額のみしか返還されず、最悪の場合には、残余財産の分配が不可能になる場合があります。このように、合同会社においては、社員の残余財産の分配が保証されているものではなく、社員は損失を蒙る可能性もあります。しかしながら、社員は、出資義務の価額を限度として事業の危険を負担するにとどまりますので、契約時に支払う出資金を超えて追加出資等を行う責任はありません。

【当会社のカーボンクレジット取引の概要】

当会社は、海外におけるカーボンクレジット売買事業、土壌菌の培養液を用いた研究開発ならびに販売事業を行います。

以上の事業のほか、当会社は、定款に規定される、森林や土壌の環境保全活動による温室効果ガス削減技術の研究開発、森林や土壌の環境保全活動による温室効果ガス削減技術のコンサルティング業務ならびにそれを用いたライセンス発行業務および付随する管理業務、温室効果ガス削減クレジットの創出に関するコンサルティング業務および開発業務、温室効果ガス排出量の算出・管理・削減に関する支援業務、太陽光・バイオマス・風力・地熱・水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発・発電・および売電、農産品の卸および販売、国内・海外製品の輸出入および販売、情報処理および情報提供のサービス業務を行います。その他当会社への出資スキーム及び事業スキームの詳細については、別紙「社員権の取得に係る取引に関する事項」をご参照ください。

【租税の概要】

当会社より支払われる配当金に対しては、その分配額の20.42%相当額の源泉所得税が発生します。そのため実際に支払われる金額は、その分配額から源泉所得税を控除した後の金額となります。社員が法人の場合には、法人の国内所得として、また、個人である場合には個人の配当所得として税金の申告を社員各自で行う必要があります。その他、租税に関する詳細については、税理士等の専門家にご相談の上ご確認ください。

【終了の事由】

各社員は、会社法第607条、第609条第1項、第642条第2項、第845条、社員権取得契約書第8条並びに定款第14条及び第15条の定めによる場合に退社します。

各社員は、原則として、社員持分を第三者に譲渡することにより退社することになります。また、その際は、持分金額の10%を当会社に対して手数料としてお支払いいただきます。ただし会社法に定める場合又はやむを得ない理由がある場合、次の払戻方法の定めに従い、払戻金額を金銭にてお支払いいただきます。また、一部の譲渡又は払戻についても、手続きはこれに準ずるものとします。なお、払戻方法は、以下のとおりとします。

持分金額の基準時 退社日の属する事業年度の末日

払戻日 退社日の属する事業年度の末日の翌々月の末日まで

払戻金額 持分金額から手数料として10%を控除した金額

申出日 書面または電磁的記録をもって随時

出資の価額 分配済み損失は当該譲渡又は払戻の割合に対応する範囲で出資の価額

に反映させる。

また、各社員は、上記規定の定めに基づくほか当会社を退社することができません。但し、上記規定の定めにかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における、当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の持分を承継することとなります。なお、相続人その他の一般承継人は業務執行社員及び代表社員としての地位を受け継ぎません。

【社員権の取得に係る取引に関する事項】

別紙をご参照ください。

【社員権につき、当会社その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがあることについて】

本契約は、お客様の出資金について、元本保証するものではなく、当会社の業務又は財産の状況の変化により損失が生じるおそれがあります。詳しくは、前記の「リスクについて」をご覧下さい。

【事業にかかる資金の流れに関する事項】

当会社に出資された金銭は、海外におけるカーボンクレジット売買事業、土壌菌の培養液を用いた研究開発ならびに販売事業その他定款の目的事項に記載される当会社の事業を行うための資金に充当されます。定款記載の事業以外に充てる金銭としては、当会社の目的を達成するために必要な人件費(役員報酬及び従業員への給与を含む。)、業務委託費、取引手数料、社員への報告に要する費用(郵送費用等)、公租公課等があります。

【外部監査の有無及び外部監査を行うものの氏名等】

外部監査は行いません。

【当会社が行う社員権募集の内容及び方法の概要】

当会社が行う社員権の募集は、有価証券のいわゆる自己私募に該当します。合同会社の社員権は金融商品取引法第2条第2項第3号に該当する権利であり、自己私募に関しては金融商品取引業に該当せず、また有価証券届出書の提出義務の対象となりません。

従って、当会社は、お客様に対して、自らへの出資にかかる私募を行います。当会社に出 資するお客様は、出資金の払い込みを行い、有限責任社員としての地位を取得します。

【当会社の概要】

商号等	Kabbara合同会社
本店所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目4-5 インスタイルスクエアS306
資本金	金10万円
主な事業内容	投資事業その他定款記載事項は以下の通りです。
	(1) 森林や土壌の環境保全活動による温室効果ガス削減技術の研究 開発
	(2) 森林や土壌の環境保全活動による温室効果ガス削減技術のコンサルティング業務ならびに それを用いたライセンス発行業務および付随 する管理業務
	(3) 土壌菌を活性する培養液の販売およびコンサルティング業務
	(4) 温室効果ガス削減クレジットの創出に関する コンサルティング業務および開発業務
	(5) 温室効果ガス排出量の算出・管理・削減に関する支援業務
	(6) 温室効果ガス削減クレジットの売買、ならび にそれを用いたカーボンオフセット業務およ び付随するコンサルティング業務
	(7) 太陽光、バイオマス、風力、地熱、水力等の 再生可能エネルギー資源を利用した発電所の 開発、発電、および売電
	(8) 農産品の卸および販売
	(9) 国内・海外製品の輸出入および販売
	(10) 情報処理および情報提供のサービス業務
	(11) 前各号に附帯または関連する一切の業務
設立年月日	令和3年5月26日
代表者の役職・氏名	代表社員 沼倉 裕
連絡先	03-3862-0650

別紙 社員権の取得に係る取引に関する事項

【社員権取得に関する事項】		
社員権の名称	Kabbara合同会社 社員権(B種又はC種)	
当会社の商号	Kabbara合同会社	
社員権の形態	会社法の規定に基づく合同会社の有限責任社員としての地位です。	
社員権取得の申込み に関する事項	 (1) 申込単位 1口以上1口単位 (2) 申込期間 当会社の個別に定める払込期限まで。 (3) 申込総数 上限を設けません。 	
出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項	 (1)取引に係る支払期日申込証拠金は、社員権取得契約書別紙「振込明細」記載の払込期限までにお支払い頂きます。入社日及び社員権を取得する日は、原則として申込証拠金を払い込んだ日の属する翌月の1日とします。本加入の決定は、A種社員の過半数の一致による決定により定款を変更することによって行うことができます。 (2)お取引に係る支払方法各社員は、出資金1口金額に希望の申込口数(1口以上)を乗じた金額を、当会社の指定する銀行口座に振込み支払うものとします。なお各社員は、暗号資産(BTC・ETH)の現物出資による支払いもできるものとします。 	
中途退社に関する事項	各社員は、会社法第607条、第609条第1項、第642条第2項、第845条、社員権取得契約書第8条並びに当会社の定款第14条及び第15条の定めによる場合に退社します。各社員は、原則として、社員持分を第三者に譲渡することにより退社します。また、その際は、持分金額の10%を当会社に対して手数料としてお支払いいただきます。 ただし会社法に定める場合又はやむを得ない理由がある場合、次の払戻方法の定めに従い、払戻金額を金銭にてお支払いいただきます。また、一部の譲渡又は払戻についても、手続きはこれに準ずるものとします。なお、払戻方法は、以下のとおりとします。	
	持分金額の基準時 退社日の属する事業年度の末日	

払戻日 退社日の属する事業年度の末日の翌々

月の末日まで

払戻金額 持分金額から手数料として10%を控除

した金額

申出日 書面または電磁的記録をもって随時

出資の価額 分配済み損失を当該譲渡又は払戻の割

合に対応する範囲で出資の価額に反映

させる。

また、各社員は、上記規定の定めに基づくほか当会社を退社することができません。但し、上記規定の定めにかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における、当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の持分を承継することとなります。なお、相続人その他の一般承継人は業務執行社員及び代表社員としての地位を受け継ぎません。

損害賠償額の予定 (違約金を含む。) に関する定め

該当事項はありません。

顧客の権利及び責任の範囲に関する事項

(1) 事業に係る財産に対する顧客の監視権の有無及び顧客が当該監視権を有する場合にあっては、その内容

(2) 事業に係る財産の所有関係

社員から拠出された出資金は事業を行う当会社に帰属し、A種社員はその過半数の一致による決定に基づいて事業を行います。本事業の遂行はA種社員の過半数の一致による決議、承認又は承諾等により決定され、本契約又は定款に別途明確に規定がある場合を除き、社員の同意、許可、承認等を要しません。また、本契約に基づく社員の出資金は当会社に帰属し、定款に別途明確に規定がある場合を除き、当会社財産は社員に配当又は分配されません。

- (3) 顧客の第三者に対する責任の範囲
 - 当会社だけが事業の主体として第三者に対して直接の権利義務を保有し、出資者たる社員は、表面に現れません。
- (4) 事業に係る財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担 に関する事項

社員は、出資義務の価額を限度として事業の危険を負担す るにとどまりますので、契約時に支払う出資金を超えて追 加の出資等を行う責任はありません。

(5) 社員権の内容

当会社は、会社法に規定する合同会社です。

【事業の運営に関する事項】

事業の内容及び運営 の方針

当会社は定款所定の目的である以下の事業を行います。

- (1) 森林や土壌の環境保全活動による温室効果ガス削減技術の研究 開発
- (2) 森林や土壌の環境保全活動による温室効果ガス削減技術の コンサルティング業務ならびにそれを用いたライセンス発 行業務および付随する管理業務
- (3) 土壌菌を活性する培養液の販売およびコンサルティング業務
- (4) 温室効果ガス削減クレジットの創出に関するコンサルティング業務および開発業務
- (5) 温室効果ガス排出量の算出・管理・削減に関する支援業務
- (6) 温室効果ガス削減クレジットの売買、ならびにそれを用いたカーボンオフセット業務および付随するコンサルティング業務
- (7) 太陽光、バイオマス、風力、地熱、水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電、および売電
- (8) 農産品の卸および販売
- (9) 国内・海外製品の輸出入および販売
- (10) 情報処理および情報提供のサービス業務
- (11) 前各号に附帯または関連する一切の業務

組織、内部規制、事業に関する意思決定に係る手続その他の事業の運営体制に関する事項

本事業はA種社員の過半数の一致により遂行されるものとし、本契約に別途明確に規定がある場合を除き、その他の社員の同意、許可、承認等を要しません。当会社の定款の変更は、A種社員のみがその権限を有するものとし、その他の社員は、何らの権限を有しません。また、本契約に基づく社員の権利等は当会社に帰属し、本契約に別途明確に規定がある場合を除き、当会社財産は社員に分配又は払戻しされません。

事業から生ずる収益 の配当又は事業に係 る財産の分配の方針

当会社の事業に関する損益は、まずA種社員全体に対して25%、B種社員全体に対して50%、C種社員全体に対して25%分配し、その後、各種別の個々の社員に対して、社員種別毎に社員全体に分配された金額より事業年度末日の出資割合及び当該事業年度において当会社の社員であった月数に応じて分配します。但し、損益の分配にあたっては、代表社員の裁量により利益の一部又は全部の分配を行わず、繰越利益として留保することができるものとします。

事業年度、計算期間 その他これに類する 期間

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとします。但し、当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年3月末日までとします。

事業に係る手数料等 の徴収方法及び租税 に関する事項

● 振込手数料

出資金を当会社の指定する銀行口座にお振込いただく際の振込 手数料は、お客様にご負担いただきます。

● 解約手数料

当会社を退社される際、お客様の持分金額の10%を当会社に対して解約手数料としてお支払い頂きます。

諸費用

本契約の契約期間を通じて、事業に要する費用が当会社の収益 又は資産から支払われます。これらの諸費用の中には、当会社 の目的を達成するために必要な人件費、家賃、水道光熱費、業 務委託費、取引手数料、社員への報告に要する費用(郵送費用 等)、公租公課等が含まれます。但し、これに限らず当会社の 事業に関連して発生した費用は、すべて当会社の財産からご負 担頂きます。なお、上記の手数料等の合計額、上限額、計算方 法等は運用状況や金融機関に応じて異なるものが含まれていた り、発生時、請求時に初めて具体的金額を認識するものがあっ たりすることから、予め具体的に記載することができないもの が含まれています。また、お客様を含む各社員が間接的に負担 する上記手数料等の1人あたりの負担額は、総社員の出資金額の 総額に対する当該社員の出資金額の割合に応じて算出すること になりますし、また本書作成日現在において手数料等の金額が 確定していないものも含まれておりますので、現段階では確定 できません。

分別管理の方法

- (1) 分別管理の方法について該当なし(実施しません。)
- (2) 本契約に係る分別管理の預金口座 該当なし
- (3) 分別管理の実施状況及び当該実施状況の確認を行った方法 該当なし